

令和6年11月27日
鉄道局 技術企画課**誕生！！鉄道分野初となる特定技能外国人！**

～鉄道分野において「特定技能1号」の在留資格が初めて許可されました！～

鉄道業界における人手不足への対応のため、外国人材の活用に向けて、令和6年3月、特定技能制度へ鉄道分野を追加することが閣議決定され、同年9月に鉄道分野における上乗せ基準告示が公布・施行されたことで、鉄道分野における特定技能外国人の受入れが可能となりました。

本日11月27日、出入国在留管理庁により、ベトナム人1名に対して、鉄道分野における車両製造区分において「特定技能1号」の在留資格が初めて許可され、鉄道分野における特定技能外国人が誕生しました。

我が国の深刻な人材不足に対応し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れる制度「特定技能制度」の運用が平成31年4月1日に開始されました。

令和6年3月に特定産業分野に鉄道分野を追加することが閣議決定され、同年9月に鉄道分野における上乗せ基準告示※が公布・施行されたことで、軌道整備・電気設備整備・車両整備・車両製造・運輸係員の業務区分において、特定技能外国人の受入れが可能となっております。今後、本制度の活用が見込まれているところです。

本日11月27日、出入国在留管理庁により、ベトナム人1名に対し、鉄道分野の車両製造区分において、「特定技能1号」の在留資格が初めて許可されました。

※鉄道分野に特有の事情に鑑みて個別に特定技能所属機関（外国人材受入れ企業）等に対して定める基準

<許可の概要>

- ・許可日：令和6年11月27日
- ・受入れ企業名：サーミット工業株式会社
- ・受入れ企業所在地：兵庫県尼崎市
- ・受入れ企業の事業内容：航空機製造、電子・電気部品製造、輸送機物流事業※等
※鉄道車両製造関連では車両本体製作（車体組立、溶接等）や部品製造（アルミ型材加工等）を実施
- ・許可人数：1名
- ・国籍：ベトナム

《添付資料》

- ・当社にて鉄道分野初となる特定技能外国人を受入れます！
(サーミット工業プレスリリース)
(<https://www.sirmit-gr.co.jp/assets/pdf/index/news241113.pdf>)

《参考》

- ・鉄道分野における特定技能制度の概要
(https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr7_000056.html)

【問い合わせ先】

鉄道局技術企画課 八木、佐藤
電話：03-5253-8111（内線 40732、40744）
直通：03-5253-8546 FAX：03-5253-1634